平成 25 年 11 月 20 日

基準諮問会議 議長 野崎 邦夫 殿

> 企業会計基準委員会 委員長 西川 郁生

平成25年7月25日に開催された第269回企業会計基準委員会においてご依頼された「繰延税金資産の回収可能性の会計処理に関する調査」について、以下のとおりご報告致しますので、宜しくお願い致します。

記

I. 依頼された調査の内容

- 1. 依頼された調査の内容は以下のとおりである。
 - (1) 企業会計基準委員会(以下「ASBJ」という。)の会計基準、適用指針と日本公 認会計士協会(以下「JICPA」という。)の監査に関する実務指針の役割分担
 - (2) 現状の取扱いを変更した場合に生じる影響
 - ① 財務諸表の作成実務に与える影響
 - ② 監査実務に与える影響
 - ③ 現状の取扱いを変更したことにより生じる財務数値の変動が諸制度に与える影響
 - (3) 繰延税金資産の回収可能性に関するガイダンスのあり方(数値基準等)
 - (4) IFRS の任意適用との関係

II. ASBJ の会計基準、適用指針と日本公認会計士協会の監査に関する実務指針 の役割分担

2. 基準諮問会議の調査依頼は、JICPA の監査に関する実務指針を対象にしているが、 会計に関する実務指針の取扱いとも密接に関連するため、両者を対象にして記述し ている。

ASBJ 設立時の取決め

- 3. ASBJ 設立時に、実務指針開発に関する ASBJ と JICPA の役割分担を、別紙1のとおり定めている。要約すると、以下のとおりである。
 - (1) 新規の適用指針は、ASBJ が担当する。JICPA が公表した実務指針等のメンテナンスは原則として JICPA が担当する。この場合であっても、修正の基本的な方向については、ASBJ が調整にあたる。
 - (2) JICPA が公表した実務指針等について、大幅な改定を行う場合及び新規の適用 指針が必要と考えられる場合は、ASBJ が担当する。この場合には、JICPA が豊 富な人材と実務指針等の開発ノーハウを有することから、ASBJ は JICPA の協力 を要請することがある。ASBJ による新規の会計基準等の公表によって、従来適 用されていた JICPA の実務指針等が改廃されるべき場合は、ASBJ の依頼に基づ き、JICPA が改廃を行う。なお、基本方針に基づいて具体的に担当を決定する 場合の判断は、ASBJ がイニシアティブをとる。また、業種別会計の実務指針(適 用指針)等については、新規のものであっても ASBJ が JICPA に担当を要請す ることがある。

これまでの状況

4. ASBJ の設立から現在までの間、ASBJ の基準開発に伴い、主に以下について、JICPA の実務指針から ASBJ の適用指針に移管された。

<会計制度委員会関係>

- ◆ 「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」会計制度委員会
- ◆ 「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(会計制度委員会報告 第 13 号)、「退職給付会計に関する Q&A」

<監査・保証実務委員会関係-監査上の取扱い>

- ◆ 「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監 査上の取扱い」(監査委員会報告第60号)の会計に関する部分
- 5. 現在、JICPAの会計に関連する実務指針は、主に以下のとおりである。

<会計制度委員会関係>

- ① 「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(会計制度委員会報告第7号)、「持分法会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第9号)
- ② 「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する 実務指針」(会計制度委員会報告第8号)
- ③ 「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(会計制度委員会報告第12号)、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関するQ&A」
- ④ 「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)、「金融商品会計に関するQ&A」
- ⑤ 「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」(会計制度委員会報告第4号)
- ⑥ 「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第6号)、「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」 (会計制度委員会報告第10号)

<監査・保証実務委員会関係(会計処理に関する部分が含まれるもの)>

- ⑦ 「正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会実務指針第78号)
- ⑧ 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに 役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員 会実務指針第42号)
- ⑨ 「販売用不動産等の評価に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第69号)
- ⑩ 「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用等に 係る監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第52号)
- ① 「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についての Q&A」(監査・保証実務委員会実務指針第 88 号)
- ② 「親子会社間の会計処理の統一に関する監査上の取扱い」(監査・保証 実務委員会実務指針第56号)、「親子会社間の会計処理の統一に関する 監査上の取扱い」に関するQ&A(監査・保証実務委員会実務指針第87 号)
- ③ 「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会実 務指針第81号)

- ④ 「特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についての Q&A|
- ⑤ 「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」(監査 委員会報告第71号)
- ⑩ 「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会実務指針第63号)
- ① 「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(監査委員会報告第66号)、「その他有価証券の評価差額及び固定資産の減損損失に係る税効果会計の適用における監査上の取扱い」(監査委員会報告第70号)
- ® 「後発事象に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第76号)
- ⑤ 「追加情報の注記について」(監査・保証実務委員会実務指針第77号)
- ② 「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会実務指針第61号)

考察

- 6. JICPA の会計制度委員会における実務指針については、第3項に記載の ASBJ 設立時の取り決めに従い、当面、JICPA にメンテナンスを依頼する。ただし、ASBJ 設立後12年経過していることもあり、今後の会計基準の改正の状況も踏まえ、包括的な対応を図っていくことが必要と考えられる。
- 7. JICPA の監査・保証実務委員会の実務指針(会計処理に関する部分を含むもの)については、監査上の取扱いを示すために必要なもの、実質的に会計処理を定めているもの、特定の業種に関するものなど、様々な内容となっている。したがって、ケース・バイ・ケースで検討していくことになると考えられる。
- 8. 監査委員会報告第66号の会計処理に関する部分については、今回の基準諮問会議における議論及び本調査報告を踏まえ、ASBJに移管すべく審議を行うことが適切と考えられる。その際、税効果関係の実務指針である会計制度委員会の実務指針(第5項の⑥)、監査・保証実務委員会の実務指針(第5項の⑩)双方について審議を行うことが適切と考えられる。

なお、現在の JICPA の実務指針が実務に定着していることを考慮すると、その内容を踏襲することを含め検討することが考えられるが、同時に、現状における問題点の指摘についても、実務における影響を十分に考慮して検討を行うことが必要と考えられる。

111. 現状の取扱いを変更した場合に生じる影響

(1) 財務諸表の作成実務及び監査実務に与える影響

9. 現状の取扱いを変更することにより財務諸表の作成実務及び監査実務に与える影響については、作成者及び監査人から寄せられた主な意見を別紙2に記載している。

(2) 現状の取扱いを変更したことにより生じる財務数値の変動が諸制度に与える影響

10. 繰延税金資産の回収可能性の判断に関する現状の取扱いを変更することにより、どのような制度に影響がありうるかを検討するため、自己資本又は純資産等の額を基礎とした規制のうち主なものについて、繰延税金資産の額がどのように扱われているかを調査した。

<会社法における分配規制>

11. 会社法は、剰余金の配当等の額が分配可能額を超えることを禁じている(会社法第461条第1項)。分配可能額は、剰余金の額から自己株式の帳簿価額、のれん等調整額等の一定の項目を減じて得て計算され(会社法第461条第2項、会社計算規則第158条)が、繰延税金資産は剰余金の額から減じる項目には含まれていない。

<自己資本比率規制>

銀行における自己資本比率規制

- 12. 銀行について、保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、連結及び単体の自己資本比率(自己資本の額をリスク・アセットの額で除した比率)を用いた規制が以下のとおりなされている(銀行法第14条の2、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下、「平成18年金融庁告示第19号」という。)」)。
 - (1) 海外営業拠点を有する銀行¹については、自己資本の額は、普通株式に係る株主 資本の額等の合計額に一定の調整を行って算定するが、その調整において、一 時差異に係るものを除く繰延税金資産(純額)の全額及び一時差異に係る繰延 税金資産(純額)が一定の上限額(具体的な算定方法は別紙3参照)を超える 額を控除する²(平成18年金融庁告示第19号第2条、第5条第1項、第2項第

¹ 海外営業拠点を有する銀行のほか、海外営業拠点を有する銀行持株会社及び信用金庫連合会、 農林中央金庫並びに商工組合中央金庫についても、同様の規制が適用されている。

[『]この自己資本比率の算定方法はバーゼルⅢを踏まえた改正後の算定方法であり、2013 年 3 月

1号ロ、第5号及び第6号、第8条第9項及び第10項、第14条、第17条第1項、第2項第1号ロ、第5号及び第6号、第20条第6項及び第7項)。なお、一時差異に係る繰延税金資産(純額)のうち控除対象外部分はリスク資産に含められる(平成18年金融庁告示第19号第76条の3、第178条の3)。

(2) 海外営業拠点を有しない銀行³についても、自己資本の額は、普通株式に係る株主資本の額等の合計額に一定の調整を行って算定するが、その調整において、一時差異に係るものを除く繰延税金資産(純額)の全額及び一時差異に係る繰延税金資産(純額)が一定の上限額(具体的な算定方法は別紙3参照)を超える額を控除する⁴(平成18年金融庁告示第19号第25条、第28条第1項、第2項第1号ロ、第5号及び第6号、第29条第6項及び第7項、第37条、第40条第1項、第2項第1号ロ、第5号及び第6号、第41条第5項及び第6項)なお、一時差異に係る繰延税金資産(純額)のうち控除対象外部分はリスク資産に含められる(平成18年金融庁告示第19号第76条の4、第178条の3)。

保険会社におけるソルベンシー・マージン比率規制

13. 保険会社⁵について、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準として、連結ベース、単体ベースのソルベンシー・マージン比率(資本金、基金、準備金等を通常の予測を超える危険に相当する額で除した比率)を用いた規制がなされている。その分子の算定は、資本金、基金、準備金等に一定の調整を加えて行うが、その調整の中で、繰延税金資産(責任準備金等に係るものを除く)のうち一定の上限額を超える部分を控除する(保険業法第 130 条、保険業法施行規則第 86 条第 1 項、第 86 条の 2 第 1 項、「保険業法第百三十条、第二百二条及び第二百二十八条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を定める件(平成 11 年 1 月 13 日金融監督庁・大蔵省告示第 3 号)」、「保険業法施行規則第 86 条の 2 等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件(平成 23 年 3 月 31

期から段階的に適用になっている。改正前の算定方法 (バーゼルⅡを踏まえたもの)では、主要行についてのみ、繰延税金資産が一定の上限額を超える額を控除していた。

³ 海外営業拠点を有しない銀行のほか、海外営業拠点を有しない銀行持株会社及び信用金庫連合会、信用金庫、信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、並びに水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会についても、同様の規制が適用される。

⁴ この自己資本比率の算定方法はバーゼルⅢを踏まえた改正後の算定方法であり、2014年3月期から段階的に適用になる。改正前においては、金融庁長官が別に定める銀行を除き、繰延税金資産を控除しない。

⁵保険会社のほか、保険会社及びその子会社等、特定共済組合等、並びに共済事業を行う農業協同組合についても同様の規制が適用される。

日金融庁告示第23号)」)。

金融商品取引業者及び商品先物取引業者における自己資本比率規制

- 14. 金融商品取引業者は、自己資本規制比率(資本金、準備金等から固定資産等を控除した額を有価証券の価格変動等から生じうる危険に対応する額で除した比率)を一定水準以上に維持することを義務付けられている(金融商品取引法第 46 条の 6)。その分子の計算においては、資本金、資本剰余金、利益剰余金等に一定の調整を加えるが、その調整の中で、固定資産である繰延税金資産を控除する(金融商品取引業等に関する内閣府令第 176 条第 1 項、第 177 条第 1 項第 1 号)。
- 15. 商品先物取引業者(銀行、保険会社等を除く)は、純資産額規制比率(純資産額を商品デリバティブ取引につき生ずる相場変動等から生じうる危険に対応する額で除した比率)を一定水準以上に維持することを義務付けられている(商品先物取引法第211条、商品先物取引法施行令第28条)。その分子の計算においては、資産から負債を控除した純資産額に一定の調整を加えるが、その調整の中で、固定資産である繰延税金資産を控除する(商品先物取引法施行規則第38条第1項)。

<その他の自己資本に基づく規制の例>

- 16. 上記のほか、自己資本の額は例えば以下のような規制のための基礎となっている。
 - 銀行⁶の同一人に対する信用の供与等の額は銀行の自己資本の額に一定の率を乗じた額を超えてはならないこととされている(銀行法第 13 条、銀行法施行令第 4 条第 5 項及び 6 項)。この自己資本の額については、第 12 項(1)又は(2)の自己資本比率規制と同様に繰延税金資産の一部が控除される。
 - 農業協同組合⁷における信用事業から他の事業への資金運用の額は自己資本の額を超えてはならない(農業協同組合法施行令第3条の3第1項)。この自己資本の額については、第12項(2)の自己資本比率規制と同様に繰延税金資産の一部が控除される(農業協同組合法施行令第3条の3第2項、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第51条の2第2項)。
 - 産業廃棄物収集運搬業⁸の許可の更新は、直近の許可の有効期間において許可に

⁶ 銀行のほか、銀行持株会社、銀行のほか、銀行持株会社、信用金庫及び信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、並びに保険会社についても、同様の規制がなされている。

⁷ 農業協同組合のほか、漁業協同組合及び水産加工業協同組合についても、同様の規制がなされている。

⁸ 産業廃棄物収集運搬業のほか、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管

係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する場合には7年に延長される (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 2 項、廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令第 6 条の 9 第 2 号)。そのための要件のひとつとして、直 前 3 事業年度のいずれかにおける自己資本比率が 10%以上であることが挙げら れており、この自己資本比率の算定においては繰延税金資産の調整は行われな い (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条の 3 第 5 号)。

<純資産額に基づく規制の例>

- 17. 卸売業者(農林水産大臣の許可を得て中央卸売市場において卸売の業務を行う者) は、純資産額が取扱品目に応じた純資産基準額を下回ってはならないとされている (卸売市場法第10条第1項第6号、第19条)。この純資産額の計算は資産の額か ら負債の額を控除して行い、繰延税金資産についての調整は行わない(卸売市場法 第10条第3項、卸売市場法施行規則第8条第1項)。
- 18. 国土交通大臣の認可を受けて取引一任代理等を行うことができる宅地建物取引業者は、その営む業務の収支の見込みが良好でなくてはならないとされている(宅地建物取引業法第50条の2第1項、第50条の2の3第1項第2号)。この要件は、今後3年間の純資産額が一定水準に維持される場合には満たされることとされている(宅地建物取引業法施行規則第19条の2の2第2号イ)。ここでの純資産額は資産総額から負債総額を減じた金額であり、繰延税金資産についての調整は行わない(宅地建物取引業法施行規則第19条の2第2項第8号)。
- 19. 以上のほか、財務制限条項において純資産額を基礎としている場合、繰延税金資産の計上額の変動により財務制限条項に抵触する可能性がある。

IV. 繰延税金資産の回収可能性に関するガイダンスのあり方(数値基準等)

20. 繰延税金資産の回収可能性に関するガイダンスのあり方を考える上で、繰延税金資産の回収可能性の判断方法及び、税効果会計以外の会計基準における数値基準の有無について、日本基準と IFRS の比較を行った。

日本基準	IFRS						
重要性又は簡便的な取扱いの基準を定めているもの							
・リース取引における会計処理につい	・該当する数値基準はない。						
て、利息法が免除される重要性の数値							
基準がある(企業会計基準適用指針第							
16 号「リース取引に関する会計基準の							
適用指針」第32項)。							
・少額リース資産及び短期のリース取引							
に関する簡便的な取扱いにおいて、数							
値基準がある(企業会計基準適用指針							
第 16 号「リース取引に関する会計基準							
の適用指針」第 35 項)。							
・退職給付債務に重要な影響を及ぼす割	・該当する数値基準はない。						
引率の変動について数値基準がある							
(企業会計基準適用指針第25号「退職							
給付に関する会計基準の適用指針」第							
30項)。							
・退職給付会計において、簡便法を適用							
できる小規模企業等に数値基準がある							
(企業会計基準適用指針第25号「退職							
給付に関する会計基準の適用指針」第							
47 項)。							
・関連当事者との取引の開示に関して、	・該当する数値基準はない。						
重要性の判断基準について数値基準が							
ある(企業会計基準適用指針第 13 号							
「関連当事者に関する会計基準の適用							
指針」第15項、第16項、第19項)。							
・報告すべきセグメントに関して量的基	・区分して報告しなければならない事業						
準がある(企業会計基準第17号「セグ	セグメントに関して量的基準が存在						

日本基準	IFRS
メント情報等の開示に関する会計基	する(IFRS 第 8 号第 13 項~第 19 項)。
準」第12項)。	・単一の外部顧客との取引による収益が
	企業の収益の 10%以上である場合に
	は、一定の開示が求められる(IFRS
	第 8 号第 34 項)
見積りの年数を定めているもの	
・固定資産の減損損失の認識の判定にあ	・使用価値の測定において、予算・予測
たっては、割引前将来キャッシュ・フ	を基礎としたキャッシュ・フローの
ローの総額の見積りは20年目までで、	予測は、より長い期間を正当化でき
20 年を超える部分は 21 年目以降に見	る場合を除き、最長でも 5 年間でな
込まれる将来キャッシュ・フローに基	ければならない (IAS 第 36 号第 33 項
づいて算定された 20 年経過時点にお	(b)) 。
ける回収可能価額により算出する(企	・成長率の予測にあたって、企業が長期
業会計基準適用指針第6号「固定資産	間(20 年間程度)にわたり、平均的
の減損に係る会計基準の適用指針」第	な過去の成長率を上回ることは困難
18 項)。	との推定を置いている(IAS 第 36 号
	第 37 項)。
・市場販売目的のソフトウェアの償却方	・該当する数値基準はない。
法に関連して、販売可能な有効期間の	
見積りは、原則として3年以内の年数	
としている。また、自社利用のソフト	
ウェアの耐用年数は原則として5年以	
内とされている(JICPA 会計制度委員	
会報告第 12 号「研究開発費及びソフト	
ウェアの会計処理に関する実務指針」	
第 18 項、第 21 項)。	
・のれんは、20 年以内のその効果の及	・該当する数値基準はない。
ぶ期間にわたって償却する(企業会計	
基準第 21 号「企業結合に関する会計基	
準」第32項)。	
その他判断の指針を提供するもの	
・ファイナンス・リースに該当するかど	・該当する数値基準はない。
うかを判断するにあたって 90%、75%	
等の数値基準がある(企業会計基準適	
用指針第16号「リース取引に関する会	

日本基準	IFRS
計基準の適用指針」第9項)。	
・固定資産の減損の兆候について、数値	・該当する数値基準はない。
基準(2 期連続赤字、50%超の時価の	
下落等)がある(企業会計基準適用指	
針第6号「固定資産の減損に係る会計	
基準の適用指針」第 12 項(2)、第 15	
項)。	
・「他の企業の意思決定機関を支配して	・該当する数値基準はない。
いる企業」の定義に関して、数値基準	
がある(企業会計基準第22号「連結	
財務諸表に関する会計基準」第7項)。	
	IB Vertical Line and the High State Control of the
・「子会社以外の他の企業の財務及び営	・投資先に対する直接的間接的な議決権
業又は事業の方針の決定に対して重要	保有割合が 20%以上である場合に、
な影響を与えることができる場合」の	重要な影響力を有すると推定される
定義に関して、数値基準がある(企業	(IAS 第 28 号第 3 項、第 5 項)。
会計基準第16号「持分法に関する会計	
基準」第5-2項)。	7 A 4 (a 11 /26 24 +) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
・子会社の決算日と連結決算日の差異が	・子会社の財務諸表と連結財務諸表の日
3カ月を超えない場合には、子会社の	付の差異は3カ月を超えてはならな
正規の決算を基礎として連結決算を	い(IFRS 第 10 号第 B93 項)
行うことができる(企業会計基準第	・関連会社又は共同支配企業の報告期間
22 号「連結財務諸表に関する会計基	の末日と企業の報告期間の末日との
準」注 4)	差異は 3 カ月以内でなければならな
・時年のも2ヶ年記坐の連担加田に問い	い(IAS 第 28 号第 34 項)。
・時価のある有価証券の減損処理に関し て、時価が著しく下落したといえるか	・該当する数値基準はない。
どうかの数値基準(30%超及び 50% 超)がある。また、時価を把握するこ	
とが極めて困難と認められる株式の減 損処理についても、実質価額が著しく	
類処理についても、美質価額が者して 低下したときの数値基準がある(会計	
制度委員会報告第 14 号「金融商品会計	
一	
に関りる天伤旧町] 界 31 頃、界 34 頃)。	

日本基準	IFRS
・時価を把握することが極めて困難と認	T. A.C.
められる株式の減損処理に関して、事	
業計画等の評価にあたっては、おおむ	
ね5年以内に回復すると見込まれる金	
額を上限とするとある(会計制度委員	
会報告第14号「金融商品会計に関する	
実務指針」第 285 項)。	
・貸倒懸念債権について、債務の弁済に	・該当する数値基準はない。
重大な問題が生じているかの判断の中	
に、債務の弁済がおおむね1年以上延	
滞している場合がある(会計制度委員	
会報告第 14 号「金融商品会計に関する	
実務指針」第 112 項)。	
・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い	・ヘッジが非常に有効であるとみなされ
相関関係があるかの判断の中に、数値	るかの判断要件の中に、数値基準があ
基準がある(会計制度委員会報告第14	る(IAS 第 39 号 AG105 項(b))。
号「金融商品会計に関する実務指針」	
第 156 項)。	
・該当する数値基準はない。	・超インフレであるとみなされる限定さ
	れない例示として、3年間の累積イン
	フレ率が 100%に近いか又は 100%を
	超える、という規定がある(IAS 第 29
	号第 3 項(e))。
・現金同等物には、例えば、取得日から	・投資は通常、取得日から例えば3カ月
満期日又は償還日までの期間が3カ月	以内の短期の償還期日の場合にのみ、
以内の短期投資である定期預金、譲渡	現金同等物の要件を満たす(IAS 第 7
性預金、コマーシャル・ペーパー、売	号第7項)。
戻し条件付き現先、公社債投資信託が	
含まれる(「連結キャッシュ・フロー	
計算書等の作成基準注解」 注 2)。	

21. 上記のように、日本基準では IFRS と比較して多くの数値基準が定められている。 当該数値基準は解釈、選択できる処理に幅がある場合に、比較可能性を考慮した上 で、その判断に伴うコストを低減するために設けられてきたものであり、実務を行 ううえで、一定の役割を果たしてきたものと考えられる。

V. IFRS の任意適用との関係

我が国における IFRS の任意適用による繰延税金資産・負債の基準間差異の例

22. 「我が国において IFRS を任意適用した企業における繰延税金資産、負債の残高の日本基準との異動」は、別紙4のとおりである。

IFRS の適用により繰延税金資産の計上額に相違が生じる可能性があるケース

- 23. 繰延税金資産の回収可能性に関して、日本基準と IFRS の計上額に相違が生じる可能性がある主なケースは以下のとおり考えられる(現状では、任意適用の件数が多くないため、網羅性はない。)。
 - (1) スケジューリングが不能な一時差異

日本基準において、監査委員会報告第66号によって、スケジューリングが不能な一時差異に関する繰延税金資産が回収不能と判断される場合でも、IFRSにおいては、課税所得等の状況によっては、回収可能と判断される場合がある。

(2) 課税所得の見積年数

日本基準において、監査委員会報告第 66 号によって、「第 5 項(1)③」及び「第 5 項(1)④ただし書き」に該当し、5 年間の課税所得の見積額を上限と判断される場合であっても、IFRS においては、課税所得等の状況によっては、より長い年数の見積りが可能となる場合がある。

(3) 繰越欠損金の取扱い

IAS 第 12 号第 35 項では「繰越欠損金の存在は、将来課税所得が稼得されないという強い根拠となる」とされている。したがって、繰越欠損金が生じている場合、日本基準で繰越欠損金に関する繰延税金資産が回収可能と判断される場合であっても、IFRS では、課税所得が稼得される可能性が低いと判断され、繰延税金資産は計上されない場合がある。

(4) 第5項(1) ④ただし書きの取扱い

日本基準においては、重要な繰越欠損金が存在する等の理由で、「第5項(1) ④」に該当する場合であっても、「重要な税務上の繰越欠損金や過去の経常的な利益水準を大きく上回る将来減算一時差異が、例えば、事業のリストラクチャリングや法令等の改正などによる非経常的な特別の原因により発生したものであり、それを除けば課税所得を毎期計上している会社」では、概ね5年内の課税所得を限度繰延税金資産の回収可能性があると判断できるとされている。

IFRS においては、非経常的な特別な要因は、将来課税所得が稼得される可能

性を評価するための一要素とされるものの、当該事実のみをもって将来課税所得の見積期間が決定されず、日本基準とは見積金額が異なる可能性がある。

以 上

別紙 1 ASBJ 設立時に定めた適用指針の開発に関する企業会計基準委員会と日本公認会計士協会の取決め

企業会計基準適用指針の開発についての当面の対応

従来日本公認会計士協会(JICPA)が公表してきた企業会計に関する実務指針(Q&A を含む、以下実務指針等という)については、現時点において、企業会計基準委員会(ASB)が包括的な承認等の評価を行う予定がないことから、個々に改廃されない限り、従前どおりの効力を有すると考える。

なお、今後 ASB が公表する企業会計基準適用指針は、JICPA の実務指針等に概ね相当するものであるため、適用指針(実務指針等)の今後の開発の担当等に関する基本方針を明確にする必要がある。また、適用指針の開発においては、JICPA と ASB の協力体制が品質の高い適用指針を開発するためには不可欠であり、その基本方針の明確化は、両者の円滑な協力体制の確立にも資するものと考えられる。

<基本方針>

- ① 新規の適用指針は、ASB が担当する。JICPA が公表した実務指針等のメンテナンスは原則として JICPA が担当する。この場合であっても、修正の基本的な方向については、ASB が調整にあたる。
- ② JICPA が公表した実務指針等について、大幅な改定を行う場合及び新規の適用指針が必要と考えられる場合は、ASB が担当する。この場合には、JICPA が豊富な人材と実務指針等の開発ノーハウを有することから、ASB は JICPA の協力を要請することがある。

ASB による新規の会計基準等の公表によって、従来適用されていた JICPA の実務指針等が改廃されるべき場合は、ASB の依頼に基づき、JICPA が改廃するものとする。

なお、基本方針に基づいて具体的に担当を決定する場合の判断は、ASB がイニシアティブを執るものとする。

また、業種別会計の実務指針(適用指針)等については、新規のものであっても ASB が JICPA に担当を要請することがある。

以 上

別紙2 現状の取扱いを変更した場合の財務諸表の作成実務及び監査実務に与える影

響

以下は、作成者及び監査人から寄せられた主な意見を記載している。現状の取扱いを変更した場合の財務諸表の作成実務及び監査実務に与える影響を含め、本件に関する幅広い意見を記載している。

1. 作成者から寄せられた主な意見

● 会計基準の重要なガイダンスが、監査上の取扱いで実質的に定められていることは 適切ではない。会計処理に関するガイダンスは、ASBJと JICPA では、デュー・プロセスに差があるため、全面的に ASBJ に移管すべきではないか (JICPA のデュー・プロセスでは、公認会計士協会の会員に対する指針等を対象として定められているため、非公開の会合において会員が中心となって審議がなされている。)。

繰延税金資産の回収可能性については、監査委員会報告第 66 号が会計処理のガイダンスの一部となっていることは明らかであり、税効果会計の会計処理に関する 実務指針を含めて ASBJ に移管する必要があると考える。

● 監査委員会報告第66号では、「5.(1)将来年度の課税所得の見積額による繰延税金 資産の回収可能性を過去の業績等に基づいて行う場合の判断指針」において5つの 区分に分類して、各々、課税所得の見積りが可能な年数が、画一的に定められてい る。

このようなルールは、会計基準設定時には、作成者、監査人ともに、有用であったと考えられるが、画一的に定められている結果、実態を反映しないこともあると考えられる。

- 監査委員会報告第66号では、会社分類において3分類又は4分類ただし書きに該当すると判断された場合、一律に5年内の課税所得の見積額を限度としたスケジューリングの範囲内でしか繰延税金資産を計上できないこととなる。事業計画については、会社により実態が異なるため一律5年とするルールは適切ではない。5年目の課税所得が見込める場合に、6年目がゼロになることは合理的に説明できず、また、海外では5年超の見積りが監査人によって許容されることがあるのに、我が国だけ5年超の見積りが監査人によって許容されることも合理性に欠ける。
- 監査委員会報告第66号設定当初は、税法上の欠損金の繰越期間は5年であったが、 現在は9年である。5年から9年に変わったことにより、繰越欠損金の利用による 回収可能性は高まっており、5年を超える欠損金の解消スケジュールを立てること が客観的に判断される場合でも、5年内に制限されることは適切ではない。このよ うな税法等の改正にともない指針を見直すか見直さないかを JICPA が決定するこ

とは適切ではなく、関係者一同が議論するべきものであると考えられる。

● 連結財務諸表において IFRS を任意適用した場合、IFRS の連結財務諸表と日本基準 個別財務諸表の間で、会計基準の基本的な考え方は同じであるのに、繰延税金資産 の回収可能性の判断に重要な差異が生じる可能性がある。

IFRS においては、原則をベースに、企業が判断しなければならない場面が多くあり、繰延税金資産の回収可能性についても、本来的に、企業が「判断」する問題であるのに、監査委員会報告第66号による会社区分への分類が実務の判断の中心となっている現状は好ましくない。

- 日本基準の指針において、実務の安定性や効率性を考慮し、数値規準等を含む実務 指針を設けることは適切であると考えられる。課税所得の発生状況によるランク判 断に相当するガイダンスは必要と思うが、その際の課税所得を見込める年数につい ては、実態を適切に反映できるように、幅を持たせるべきではないかと考える。
- 監査委員会報告第66号は、概ね妥当な内容であり、回収可能性については、過去にこれらをもとに議論を積み上げてきたので、大きな見直しは必要ないのではないか。ただし、4分類(本則)に該当する会社は、多くは業績が低迷しており、過去の実績を踏まえると、翌期の課税所得の見積についての信頼性にも疑義があるため、5分類と同様の取り扱いをした方がよいのではないか。

2. 監査人から寄せられた主な意見

- 繰延税金資産の回収可能性の判断は、他の会計上の見積りに比べて、将来の課税所得の見積りに大きく左右され、また、会社法上、特段の配当制限もないことから、監査人は慎重にならざるをえない。仮に会計基準ないしガイダンスにおいて、「将来の課税所得の見積りを適切に判断する」と規定されたとしても、監査人間のばらつきが大きくなると思われるため、監査委員会報告第66号を廃止したとしても、別途、監査上の取扱いは必要になると思われる。
- 監査委員会報告第66号は、将来年度の収益力を客観的に判断することは実務上困難である場合が多いことから、会社の過去の業績等の状況を主たる判断指標として将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性を判断するものである。我が国における税制では、諸外国と異なり、繰延税金資産が多額に計上される傾向にあるため、繰延税金資産の回収可能性のガイダンスは有用である。
- 課税所得の見積期間と繰越欠損金の繰越期間は別個のものである。繰越欠損金の繰越期間は税法が納税者に与えた権利であり、見積り能力と関係がない。一般的中期計画の5年を上限とすることは合理性があると考える。5年を超えるような収益計画を経営者が責任をもって策定することができるのか疑問である。特に繰越欠損金がある場合にはより不確実性が高くなるので、監査委員会報告第66号の規定が不合理とは考えら

れない。

以下は、JICPA が会員にアンケート調査を行った結果をとりまとめたものとして ASBJ に報告を受けた内容の要約である。

監査委員会報告第66号は、現在の監査実務において有用であるとの認識である。本報告の存在は、繰延税金資産の回収可能性に関する監査上の具体的な判断基準の提供、恣意性の排除・客観性の確保、比較可能性の確保等に寄与している。また、監査実務にも定着しており、合理的な判断基準として機能していることも理由として挙げられる。

なお、企業の財務諸表作成実務や子会社管理においても、監査委員会報告第 66 号が有用に利用されていると考える。

● 監査委員会報告第66号公表から14年が経過し、税効果会計導入当時とは状況が異なっており、監査委員会報告第66号について改訂すべき点は有るとする意見もある一方で、改訂することによるマイナスの影響もあるとして改訂に慎重な意見もある。改訂をすべきか否かについては、より深度ある議論が必要であると認識している。

監査委員会報告第66号の改訂を検討する際には、監査委員会報告第66号だけではなく、税効果会計に係る会計基準等も含めた全体的な検討が必要である。なお、 見直しを検討する場合の検討項目としては、例えば以下の事項が考えられる。

- ▶ 繰延税金資産の回収可能性について、企業の実態を表すようにするため、より実態的な判断ができるよう柔軟な規定とすること。
- ➤ 会社区分が画一的であるため、例示されている5分類以外の判断を認める旨 を明確化すること。
- ▶ 例示区分③及び④ただし書きの会社について、合理的な見積可能期間に柔軟性をもたせること。
- ▶ 繰越欠損金について、「重要な繰越欠損金」の判断を明確化すること。
- ▶ 長期解消将来減算一時差異について、実務上、退職給付引当金及び減価償却 超過額だけに限定することについて検討すること。
- ▶ 国際的な会計基準 (IFRS) との整合性を図ること。
- 監査委員会報告第66号が単に廃止された場合、恣意性の介入、比較可能性への阻害・判断のバラつき、実務負担の増加など実務に影響を与えることを懸念する。具体的には、次のような影響が挙げられる。
 - ▶ 新たに同様の実務指針等を作成せずに、個別企業の実態判断に任せることとした場合、財務諸表作成者は自己の見積りの妥当性について、監査委員会報告第66号に拠らないより積極的・主体的な説明が求められることになる。

企業の置かれている状況によっては、作成者の負担を大幅に増加させること になるとも考えられる。

- ▶ 監査委員会報告第66号は、幅広く実務の拠り所として定着しており、これを廃止した場合には会計処理の合理性を別の観点から説明することが必要になる。また、作成者と監査人の間における統一の目線を失うことともなり、多くの混乱をもたらすとともに、作業負担の大きな増大をもたらすことになると考えられる。
- ▶ 新興企業において、監査委員会報告第第 66 号の規定の下で繰延税金資産を 計上できているような場合も想定されるが、監査委員会報告第第 66 号が廃 止されるとより厳しく判断せざるを得なくなるケースもあると考えられる。
- ▶ 繰越欠損金が発生した場合に、現行のように繰延税金資産を計上することはできなくなる可能性がある。例示区分④ただし書きに該当するような会社であっても、国際的なルールの下では、相当な挙証が行われない限り、現行のように繰延税金資産を計上することはできなくなる可能性が高いと考えられる。

以上

別紙 3 銀行における自己資本比率規制のための自己資本の額への繰延税金資産の算 入上限

普通株式等 Tier1 資本(海外営業拠点を有しない銀行では「コア資本」。以下同じ。)の額は、普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額から、普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額を控除して算定する。

- (1) 繰延税金資産(一時差異に係るもの以外)
 - 繰延税金負債と相殺した後の全額を、普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額から控除する。
- (2) 繰延税金資産 (一時差異に係るもの)
 - 繰延税金負債と相殺した後の額のうち算入上限を超える額を、普通株式 等 Tier1 資本に係る基礎項目の額から控除する。
 - 算入上限の算定及び控除に係る計算は次の4段階に分かれる。
 - ➤ 第1段階の調整:普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額から、次の9項目を控除して、第1段階調整後の普通株式等Tier1資本の額を算定する。
 - 1. 関連する繰延税金負債を控除した後の、のれんその他の無形固定資産の額(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外)
 - 2. <u>関連する繰延税金負債と相殺した後の、繰延税金資産(一時差異に係るもの以外)の額</u>
 - 3. 繰延ヘッジ損益の額(海外営業拠点を有する銀行のみ)
 - 4. 内部格付手法採用行の場合、一定の期待損失額に対する引当不足額
 - 5. 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額
 - 6. 自行の信用リスクの変動に基づく負債の時価評価差額で自己資本に算入された額
 - 7. 関連する繰延税金負債を控除した後の、退職給付に係る資産の額
 - 8. 自己保有普通株式の額
 - 9. 銀行、銀行以外の金融機関、保険会社間で相互保有している出資
 - ➤ 第2段階の調整:第1段階調整後の普通株式等 Tier1 資本の額から、普通株式 による出資比率が 10%以下の金融機関等への出資の額が第1段階調整後の普通 株式等 Tier1 資本の額の 10%を超える額を控除して、第2段階調整後の普通株式等 Tier1 資本の額を算定する。
 - ➤ 第3段階の調整:次の3項目それぞれに対し、第2段階調整後の普通株式等 Tier1資本の額の10%を上限として、上限を超える額を第2段階調整後の普通 株式等Tier1資本の額からそれぞれ控除して、普通株式等Tier1資本の額を算

定する。

- 1. 普通株式による出資比率が10%超の金融機関等への出資の額
- 2. モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額
- 3. <u>関連する繰延税金負債と相殺(相殺する金額は(3)を参照)した後の、</u> 繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額
- ➤ 第4段階の調整:上記3項目の合計(第3段階の調整で算出した上限超過額控除後)で、普通株式等 Tier1 資本の額の15%(=第2段階調整後の普通株式等 Tier1 資本の額から上記3項目を控除した額(第3段階調整考慮前)の15%/85%)を上限として、上限を超える額を第3段階調整後の普通株式等 Tier1 資本の額から控除して、普通株式等 Tier1 資本の額を算定する。

(3) 繰延税金負債との相殺について

● 繰延税金資産と繰延税金負債の相殺については、調整項目であるのれんその他の無形固定資産及び退職給付に係る資産の額に関連するものを考慮する必要がある。具体的にはバーゼル3告示Q&Aにて、以下のように示されている。

<国際統一基準>

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺する際、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツを除く)に係る税効果相当分は繰延税金 資産(一時差異に係るもの)に加算し、前払年金費用に係る税効果相当分 は繰延税金負債から減算する。(第5条-Q7、第5条-Q9)

<国内基準>

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺する際、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツを除く)と前払年金費用に係る税効果相当分は繰延税金資産(一時差異に係るもの)に加算する。(第5条-Q7、第28条-Q2)

● 相殺する繰延税金負債は、繰延税金資産(一時差異に係るもの以外)と繰延税金資産(一時差異に係るもの)に対してプロラタベースでそれぞれ相殺する。

以上

別紙4 我が国において IFRS を任意適用した企業における繰延税金資産、負債の残高の日本基準との異動

(単位:百万円)

会社		A 社		B社	C 社	D社	E社	F社	G 社	H社
年度		(2009/3)	(2010/3)	(2010/3)	(2010/3)	(2011/3)	(2011/3)	(2012/3)	(2012/3)	(2012/3)
繰延税金資	日本基準による数値	857, 659	728, 586	38, 630	48, 396	107, 004	7, 083	26, 884	2, 814	1, 427
産	認識・測定の差異	855, 549	(注 2)	6, 054	6, 773	18, 723	6, 584	(6, 018)	563	(1, 323)
	IFRSによる数値	1, 713, 208	1, 122, 129	44, 684	55, 169	125, 726	13, 668	20, 866	3, 377	105
繰延税金負	日本基準による数値	74, 505	73, 486	124	51, 481	74, 871	349	4, 405	4	6, 544
債	認識・測定の差異	(47, 548)	(注2)	(114)	2, 190	(2, 021)	(252)	1, 466	49	(193)
	IFRSによる数値	26, 957	24, 778	10	53, 671	72, 850	97	5, 871	53	6, 351
繰延税金資	日本基準による数値	783, 154	655, 100	38, 506	(3, 085)	32, 133	6, 734	22, 479	2, 810	(5, 117)
産(負債)	認識・測定の差異	903, 097	(注 2)	6, 168	4, 583	20, 744	6, 836	(7, 484)	514	(1, 129)
純額	IFRSによる数値	1, 686, 251	1, 097, 351	44, 674	1, 498	52, 876	13, 571	14, 995	3, 324	(6, 246)
(参考)	総資産 (日本基準)	119, 637, 224	123, 159, 513	549, 737	933, 721	3, 571, 928	99, 249	1, 663, 814	152, 486	535, 663
	総資産 (IFRS)	119, 334, 876	122, 992, 929	560, 290	945, 419	3, 655, 201	101, 331	1, 655, 568	153, 223	526, 729
	純資産(日本基準)	4, 611, 764	7, 000, 805	351, 472	239, 931	1, 591, 203	39, 906	468, 579	98, 361	72, 459
	純資産 (IFRS)	4, 916, 015	7, 561, 670	358, 749	199, 905	1, 601, 311	35, 028	351, 905	98, 045	75, 806

	会社	I社	J社	K社	L社	M社
年度		(2012/3)	(2012/12)	(2011/12)	(2012/12)	(2013/3)
繰延税金資	繰延税金資 日本基準による数値		33, 035	60, 381	12, 155	150, 547
産	認識・測定の差異	(11, 687)	(12, 300)	4, 198	(563)	24, 843
	IFRSによる数値	15, 332	20, 735	64, 579	11, 592	175, 390
繰延税金負	日本基準による数値	21, 379	115	4, 819	4, 483	89, 915
債	認識・測定の差異	(1, 545)	9, 848	1, 235	(593)	29, 713
	IFRSによる数値	19, 834	9, 963	6, 054	3, 890	119, 628
繰延税金資	日本基準による数値	5, 640	32, 920	55, 562	7, 672	60, 632
産(負債)	認識・測定の差異	(10, 142)	(22, 148)	2, 963	30	(4, 870)
純額	IFRSによる数値	(4, 502)	10, 772	58, 525	7, 702	55, 762
(参考)	総資産 (日本基準)	2, 120, 596	587, 720	1, 915, 892	313, 928	6, 524, 886
	総資産 (IFRS)	2, 190, 692	645, 325	1, 959, 765	320, 188	7, 216, 809
	純資産(日本基準)	330, 471	490, 074	231, 026	214, 925	2, 106, 459
	純資産 (IFRS)	355, 180	529, 161	212, 346	222, 245	1, 930, 428

⁽注1)各社の金額は、A 社の 2010/3 期を除き、公表された IFRS の決算書等の「資本に対する調整」資料から引用している。日本基準と IFRS の残高の差異は、ガイダンスの差のみではなく、日本基準と IFRS の会計処理の差に起因する税効果によっても生じている。

⁽注2) A 社の公表されている日本基準と IFRS の差異が発生する会計項目のうち、繰延税金資産の資本に対する影響額は5,328 億円である。